

# ①東庄町中小企業再建支援金のお知らせ

町では、第2次支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の持続化給付金の対象となった方（事業収入が前年同月と比較して50%以上減少した方）の事業再建を支援するため、要件を満たす方へ追加で給付金を支給します。

## 【申請要件】

町内に主たる事務所又は事業拠点を有する中小企業・個人事業者の方で持続化給付金を受給した方

\*6月から行っている【東庄町中小企業緊急支援給付金】（減少率が30%~50%の方への給付金）をすでに受給している場合でも、さらに事業収入が減少し、持続化給付金を受給した場合対象となります。（中小企業緊急支援給付金の返還は必要ありません！）

\*別面に中小企業者の範囲と業種を記載しております。他の要件については「申請の手引き」にてご確認ください。

## 【給付金の額】

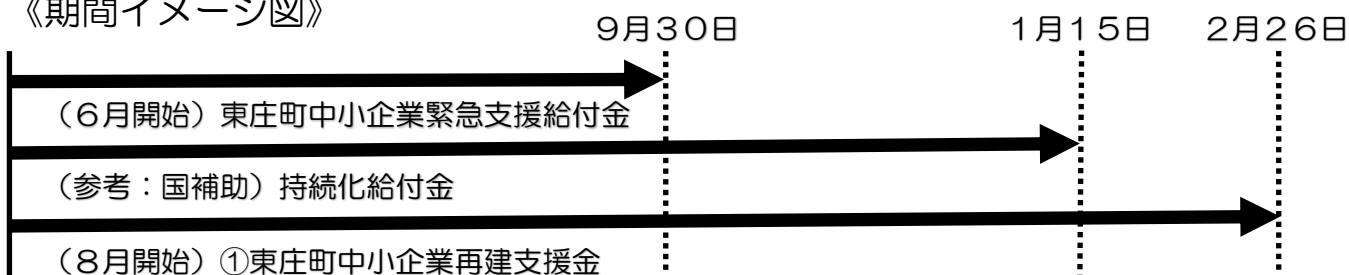
### 20万円（一律）

\*6月から行っている【東庄町中小企業緊急支援給付金】（減少率が30%~50%の方への給付金）を受給している場合、20万円から既給付額を減じた額となります。

## 【申請期間】

令和2年8月24日（月）から令和3年2月26日（金）まで

《期間イメージ図》



## 【申請の手引き(申請書類)の入手方法】 \*8月18日(火)より配布開始

- ・東庄町ホームページからダウンロード
- ・書類配布場所：東庄町商工会、東庄町役場まちづくり課産業振興係窓口（東庄町役場7番窓口）

## 【提出方法】

窓口での混雑を解消するため、原則、**郵送**（簡易書留など郵便物が追跡可能な郵便方法）による提出にご協力をお願いします。（2月26日の消印まで有効）

申請手続きに関する相談については、事前に下記の相談窓口へ電話にてお問合せください。

【提出先・相談窓口】 平日 9:00~16:30

〒289-0601 東庄町笹川い671-3

東庄町商工会 《東庄町中小企業再建支援金・緊急支援給付金事業 受託機関》

TEL 86-3600

## ②東庄町感染症対策設備導入支援事業補助金のお知らせ

- ☆ 対面式の営業を行う際の遮蔽用、又は従業員間の濃厚接触を避けるための衝立（ついたて）、カーテン等を購入したい
- ☆ ソーシャルディスタンス確保のために床表示を設置したい
- ☆ 事業のオンライン化を進めたい

など、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために行った設備導入に係る経費の一部を補助します。

### 【対象者・対象設備】

町内に主たる事務所又は事業拠点を有する中小企業・個人事業者の方が設置する、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための設備導入経費のうち、次のもの（国等による他の補助金を利用した設備は対象となりません。）

- \* 別面に中小企業者の範囲と業種を記載しております。他の要件については「申請の手引き」にてご確認ください。
- ・ 対面式の営業を行う際の遮蔽用、または従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等購入費
- ・ ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費
- ・ カウンター及びテーブルの改修費（感染症拡大防止にかかるもの）
- ・ 換気設備（換気扇、空気清浄機（1台まで）等）の購入及び整備費
- ・ 来客者の体温を測定するサーモカメラ（1台まで）、非接触型検温器具（1台まで）の購入費
- ・ 非接触型の給排水設備、消毒液噴霧器の導入費
- ・ WEB会議やテレワークの導入及び事業のオンライン化にかかる設備（カメラ、VPN装置、サーバー等の専らWEB会議・テレワーク等に使われる設備）
- ・ 事業のオンライン化にかかるソフトウェア、サービスの導入費（外注費・委託費含）

### 対象とならない経費

- \* 消毒液、マスク、手袋などの消耗品費
- \* パソコン・スマートフォン・Wi-Fiルータなどの汎用的に利用可能な機材・設備等
- \* 空気清浄機能付きエアコン等、主たる機能が感染症拡大防止にそぐわないもの

### 【補助金の額】 設備導入経費の2/3 上限50万円

\* 申請者の方の補助金申請額が上限に達するまで何度も利用可能です！

### 【申請期間】 令和2年8月11日（火）から令和3年2月26日（金）まで

### 【申請の手引き（申請書類）の入手方法】 \*8月5日（水）より配布開始

- ・ 東庄町ホームページからダウンロード
- ・ 東庄町役場まちづくり課産業振興係窓口（東庄町役場7番窓口）

### 【提出方法】

下記窓口へ提出をお願いいたします。

※ 対象設備・経費を確認するため、

申請前に相談窓口に電話・来庁の上御相談をお願いします！

【提出先・相談窓口】 平日 8:30~17:15

〒289-0692 東庄町笹川い 4713-131

東庄町役場 産業振興係 （東庄町役場1階 ⑦番窓口）

TEL 86-6075

**【申請要件】**

中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人\*1(以下、中小企業者という。)のうち、以下\*2に掲げる業種を営む者であること。詳しくは「申請の手引き」にてご確認ください。

**\*1 中小企業者の範囲(中小企業基本法による定義)**

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

**\*2 支給の対象となる業種**

中小企業基本法上の 類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
①卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
②小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
③サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※小分類791(旅行業)除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
④製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 (①～③を除く)	大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業)※③業種を除く 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)※③業種を除く 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)※③業種を除く 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)

## ～中小企業・個人事業者の方へ～

8月より、下記2つの補助金を新たに開始します！

**①東庄町中小企業再建支援金**

持続化給付金を受給した中小企業・個人事業者へ町独自の支援金

**給付金額 20万円（一律）**

申請期間 8月24日（月）～2月26日（金）まで

**②東庄町感染症対策設備導入支援事業補助金**

感染症対策を行うために購入した設備に対して町から2/3の補助金  
（1事業者につき上限50万円 上限に達するまで何度でも利用可能！）

＋ 補助金利用者に感染症対策実施中ステッカーの交付

申請期間 8月11日（火）～2月26日（金）まで

補助金につきまして、詳しくは中面をご覧ください。

**6月開始分****東庄町中小企業緊急支援給付金**

事業収入が前年同月比30%から50%未満  
の範囲で減少した中小企業・個人事業者  
（国の持続化給付金の対象とならない方）への  
町独自の給付金も引き続き行っております！

申請期間 ～9月30日（水）まで



【中小企業再建支援金・緊急支援給付金の問合せ・相談窓口】

**東庄町商工会** 《東庄町中小企業再建支援金・緊急支援給付金事業 受託機関》

TEL 86-3600 平日 9:00～16:30

【感染症対策設備導入支援事業補助金の問合せ・相談窓口】

**東庄町役場 産業振興係**（東庄町役場1階 ⑦番窓口）

TEL 86-6075 平日 8:30～17:15